

公共用地境界確定協議の各手続に関する添付書類

1. 新規の境界確定協議依頼

- (1) 印鑑登録証明書等
- (2) 代表者事項証明書等（協議地所有者が法人の場合に限る。）
- (3) 土地調書等
- (4) 法務局備付地図（公図）の写し
- (5) 土地に関する登記事項証明書
- (6) 位置図
- (7) 現況平面図（有資格者の測量によるもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

上記の添付書類についての詳細は下記のとおりとします。なお、公的機関が発行する書類については、いずれも発行日から3月以内のものに限ります。

(1) 印鑑登録証明書等

依頼者が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書を添付してください。なお、共有者や相続人がそのうちの一人に委任して依頼する場合は、委任を受けた依頼者の印鑑登録証明書が必要です。

また、法定代理人が依頼する場合は、法定代理人の印鑑登録証明書を添付してください。

(2) 代表者事項証明書等

協議地所有者が法人の場合に限り添付が必要です。代表者事項証明書のほか、現在事項証明書、履歴事項証明書等により、協議地所有者である法人の商号、本店所在地、代表者名を証する書類を添付してください。

(3) 土地調書等

協議地、相隣地、対側地及び必要に応じてその他の近隣地の地番、登記地目、地積、所有者情報、直近の所有権移転の原因及びその日付、直近の分合筆等の沿革及びその日付等を記載した一覧のうち、協議に必要と認めるものを添付してください。

(4) 法務局備付地図（公図）の写し

協議地、相隣地、対側地及び必要に応じてその他の近隣地について添付してください。協議地が公図界に所在する場合は、隣接の公図も添付してください。

(5) 土地に関する登記事項証明書

協議地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）を添付してください。

(6) 位置図

協議地付近の住宅地図等を添付してください。

(7) 現況平面図

平面図は縮尺 250 分の 1 以上、断面図は縮尺 100 分の 1 以上とし、協議地とそれに隣接する公共用地の平面図と、確定しようとする境界の適当な箇所の断面図を記載してください。

(8) その他市長が必要と認める書類

その他市長が必要と認める書類として主なものは下記のとおりです。

(ア) 委任状

協議地所有者等が境界確定に関する事務を土地家屋調査士等に委任する場合のほか、複数の協議地所有者又は相続人等がそのうちの一人に境界確定に関する一切の権限を委任する場合に必要です。

(イ) 住民票（戸籍の附票）の写し

依頼者の現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合に必要です。登記事項証明書記載の住所から現住所までの変遷が確認できる書類を添付してください。

(ウ) 戸籍謄本等の写し

協議地所有者が死亡している場合に必要です。依頼者が相続人全員であること、又は依頼者が他の相続人全員から委任を受けていることが確認できる必要があります。

(エ) 遺産分割協議書の写し

戸籍謄本等によらず、依頼者に協議地の所有権があることを遺産分割協議書により証明し、境界確定の協議を依頼する場合には、遺産分割協議書原本とそこに記載された者全員の印鑑登録証明書原本の添付が必要です。なお、遺産分割協議書の原本は内容を確認したあと還付します。

(オ) 相続関係説明図

(ウ)の補完的目的で、相続人が多数いる場合に添付されることが望ましい。なお、相続関係説明図のみでは相続人による依頼はできません。

(カ) 土地沿革調書

(3)の補完的目的で、協議地、相隣地、対側地及び必要に応じてその他の近隣地の沿革（分合筆や地積更正、所有権移転登記等表題部及び権利部の履歴）について土地調書以上の情報が必要と認める場合に添付してください。

(キ) 法務局備付地図（公図）の合成図

協議地が字界や公図界等に接しているか又は近接している等、近隣の土地との位置関係が公図において判然としない場合に必要です。

(ク) 地積測量図の写し

協議地、相隣地、対側地及び必要に応じてその他の近隣地等で、境界確定協議に影響する又は参考となる場合に添付してください。

(ケ) 土地所在図

(キ)に同じ。

2. 境界確定図の写しの交付依頼（謄本・抄本交付）

- (1) 印鑑登録証明書等
- (2) 代表者事項証明書等
- (3) 法務局備付地図（公図）の写し
- (4) 土地に関する登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

上記の添付書類についての詳細は下記のとおりとします。なお、公的機関が発行する書類については、いずれも発行日から3月以内のものに限ります。

(1) 印鑑登録証明書等

依頼者本人（法人の場合はその代表者）が窓口に来庁して依頼する場合は必要なく、依頼書への押印も認印で良いものとします。なお、第三者へ委任する場合には、依頼者本人による依頼であることを確認するため、依頼書への実印の押印と、個人は印鑑登録証明書、法人は印鑑証明書の添付が必要です。

(2) 代表者事項証明書等

協議地所有者が法人の場合に限り添付が必要です。代表者事項証明書のほか、現在事項証明書、履歴事項証明書等により、協議地所有者である法人の商号、本店所在地、代表者名を証する書類を添付してください。

(3) 法務局備付地図（公図）の写し

協議地の公図を添付してください。

(4) 土地に関する登記事項証明書

協議地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）を添付してください。

(5) その他市長が必要と認める書類として主なものは下記のとおりとする。

(ア) 委任状

依頼者が境界確定図の写しの交付依頼を第三者に委任する場合に必要です。

(イ) 住民票（戸籍の附票）の写し

依頼者の現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合に必要です。登記事項証明書記載の住所から現住所までの変遷が確認できる書類を添付してください。

(ウ) 戸籍謄本等の写し

境界確定図の写しの交付を受けようとする土地の所有者が死亡している場合に必要です。依頼者が相続人であることが確認できるものを添付してください。

(エ) 遺産分割協議書の写し

戸籍謄本等によらず、依頼者に協議地の所有権があることを遺産分割協議書により証明し、境界確定の協議を依頼する場合には、遺産分割協議書原本とそこに記載された者全員の印鑑登録証明書原本の添付が必要です。なお、遺産分割協議書の原本と依頼者以外の印鑑登録証明書は内容を確認したあ

と還付します。

(オ) 地積測量図

交付の対象となる境界確定図に記載された協議地について、当該境界が確定されて以降、依頼書提出までの間に分筆登記がされている場合に必要です。

3. 地位承継届出書

- (1) 印鑑登録証明書等
- (2) 代表者事項証明書等（協議地所有者が法人の場合に限る。）
- (3) 土地に関する登記事項証明書

上記の添付書類についての詳細は下記のとおりとします。なお、公的機関が発行する書類については、いずれも発行日から3月以内のものに限ります。

(1) 印鑑登録証明書等

依頼者が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書を添付してください。なお、共有者や相続人がそのうちの一人に委任して依頼する場合は、委任を受けた依頼者の印鑑登録証明書が必要です。

また、法定代理人が依頼する場合は、法定代理人の印鑑登録証明書を添付してください。

(2) 代表者事項証明書等

協議地所有者が法人の場合に限り添付が必要です。代表者事項証明書のほか、現在事項証明書、履歴事項証明書等により、協議地所有者である法人の商号、本店所在地、代表者名を証する書類を添付してください。

(3) 土地に関する登記事項証明書

協議地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）を添付してください。